

## 兵庫県第3次行財政構造改革推進方策〔第3次行革プラン〕について

## 1 現状

兵庫県では、財政健全化を推進するため、平成20年度に新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕を策定し、条例に基づき3年ごとの見直しを行っています。

平成23年度の「第2次行革プラン」の策定から3年目にあたる今年度、プランの見直しが進められ、昨年11月の素案（企画部会案）、県議会や市町の要望を受け一部修正された12月の修正案（第一次案）を経て、このたび第二次案が公表されました。

今後、この第二次案が県議会に上程されますが、本市に関連する見直し項目について、市としての対応の検討を進めます。

## 2 市に関連する主な見直し項目

|   | 項目                                    | 県の見直し内容   |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 老人医療費助成事業                             | <p>国における高齢者の自己負担割合の見直し（70～74歳の自己負担割合：1割→2割）により、</p> <p>①県が単独助成している65～69歳の低所得者Ⅰの負担割合を1割→2割とする。</p> <p>②低所得者Ⅱ（負担割合：2割）の負担限度額を引き上げる。</p> <p>○実施時期：平成26年7月</p> <p>○経過措置…現受給者は70歳到達まで現行の自己負担割合、負担限度額を継続</p> <p>※低所得者Ⅰ（市町村民税非課税世帯で世帯全員に所得なし）<br/>低所得者Ⅱ（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下）</p> |
| 2 | 母子家庭等医療費助成事業                          | <p>①所得制限は、児童扶養手当全部支給の基準以下を対象とする。<br/>例）児童扶養手当を加えた実収入額（扶養親族2人の場合）<br/>現行：4,130千円相当 → 見直し後：2,260千円</p> <p>②低所得基準を超える世帯について、負担限度額を乳幼児等医療費助成事業に合わせる。<br/>外来600円/日→800円/日 入院2,400円/月→3,200円/月</p> <p>○実施時期：平成26年7月</p>   |
| 3 | 老人クラブ活動強化事業                           | <p>①子育て支援活動、高齢者見守り活動に対する補助について、補助単価を見直す。<br/>（補助単価：@4,400円/月 → @3,500円/月）</p> <p>②高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施、普及促進活動を行っている単位老人クラブに対して新たに支援する。<br/>（健康体操等の実施、普及促進活動：@500円/月）</p>  |
| 4 | ひょうごボランティア活動サポート事業<br>（兵庫県社会福祉協議会交付金） | <p>市町社会福祉協議会への補助金について、</p> <p>①補助対象を現行の6事業から災害ボランティア活動支援に特化する。</p> <p>②上限額と負担割合を見直す。<br/>（補助対象額：4,050千円 → 2,000千円）<br/>（負担割合：県1/3、市町2/3 → 県1/2[1,000千円定額]）</p>  |